

男性労働者の育児休業状況

医療法人聖和錦秀会

男性労働者の育児休業等と育児目的休暇の取得割合

60%

(算定期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

取得割合は、

分子	公表前事業年度中に、雇用する男性労働者が 育児休業等をしたものの数
	+
	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する 男性労働者を雇用する事業主が講ずる 育児を目的とした休暇制度を利用したものの数
分母	公表前事業年度中に、事業主が雇用する 男性労働者であって、配偶者が出産したものの数

により算出